

## パブコメによる候補物質の意見提出状況

募集期間：平成 29 年 6 月 19 日～平成 29 年 7 月 18 日

募集方法：パブリックコメントによる募集

提出数：5 件

候補物質又は案件	理由
1-ブロモプロパン	<p>リスク評価候補物質は、化学品の持つ危険有害性データと、実際に取り扱われる作業内容において、ばく露量を考慮すべきと考えている。</p> <p>しかし、その前提となる危険有害性データである、日本産業衛生学会勧告値や、米国の ACGIH などの産業医学の専門家から非常に厳しい許容濃度勧告値が出ているにも関わらず、日本においては管理濃度すら設定されていない 1-ブロモプロパンは、大きなリスクがあると考えます。</p> <p>PRTR 法により、一定量を使用する需要家からの移動数量は掌握できたとしても、安衛法には非該当では、全く意味がないのではないかと。</p> <p>1-ブロモプロパンは、国内においては産業洗浄分野で塩素系溶剤代替として、採用が加速されたが、医学的に警鐘がなされており、早急なリスク評価と管理濃度設定が急務と考えます。</p> <p>需要家の化学品の選定要件は、「法規制対象外」が優先条項であり、安衛法非該当という大きな看板によって、様々な対応が不要になることが即ち安全、そして安心だとした考え方に繋がっている。</p>
フラーレン	<p>フラーレンは「ナノマテリアルのリスク評価の方針（平成 23 年度 12 月「化学物質のリスク評価検討会」とりまとめ）」において、リスク評価を行うべきナノマテリアルの一つとして取り上げられており、その際に評価スケジュールも想定されている。しかしながら平成 29 年 7 月現在、そのリスク評価は進んでいない。</p> <p>一方、フラーレンの製造事業者単位では、平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省労働基準局長通達（基発第 0331013 号）「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」等を踏まえたリスク管理を行っており、製造現場においては現時点までに作業者の健康上の懸念や被害等の具体的事例はないと認識している。また、厚生労働省の化学物質リスク研究事業や経済産業省のナノ材料リスク評価等での評価結果を見ても、フラーレンに関しては安全性に関する懸念点は比較的少ないのではないかと考えられる。しかしながら、フラーレンの利用用途が広がりつつあるなかで、その製造されたフラーレンを利用する事業者からは、より高い安全性を確認するためにも、慢性的に体内にフラーレンが取り入れられた場合の毒性評価（がん原性）及びこれを基にしたリスク評価を求める声が増えてきている。</p> <p>このような状況下、代表的なナノマテリアルの一つと広く社会で認識されているフラーレンについては、当初予定に従ったリスク評価の実施を提案する。リスク評価は「有害性評価」及び「ばく露評価」の観点からのアプローチが必要であるが、フラーレンは有害性評価としての慢性毒性評価（がん原性試験）が優先的課題であると考えている。その上でばく露評価の実施を検討してはどうか。更にはがん原性試験は、民間企業では実施することが困難であることから、本リスク評価事業での実施を求めるものである。</p>

## (その他の意見)

リスク評価候補物質は平成 27 年までは労働安全衛生法施行令別表 9 記載の物質から選択されていたが、28 年以降はこの制約がなくなり条件を満たす物質の中から選択されるように変更されている。調剤や一部の単一物質化学製品中の成分は労安法、毒劇法、化管法等で含有物質を知らせる義務がなければほとんどの事業者は知らせないのが現状である。安衛法では確かに危険有害性を有する物質は別表 9 に記載がなくても通知することが努力義務となっているが、実情はほとんど実施されていない。（次頁に続く）

このため、報告作成の実務上、化学品の購入元に含有有無について問い合わせを実施しているが、購入

(製造元)でも更に自社のサプライチェーンをたどるとして、期限までに回答が得られないことがある。候補物質選択の前提として、情報伝達が実施されることを担保することを願います。また、担保できないならば別表9に記載されていない物質がSDS等に記載されていない場合の取扱いについて指針提示を願います。

産業衛生学会で勧告される許容濃度は、ある種のハザードを有する化学物質について、職場における労働者の健康障害を予防するために定められている。許容濃度を勧告された物質の内、その許容濃度の値が小さい物質は、リスクが許容される職場環境を実現することが難しく、何らかの対策が必要な物質と考えることもできる。よって、産業衛生学会において、低い許容濃度が設定された物質は、職場において健康障害が発生するリスクが高いと考えられることから、このような物質について、リスク評価の優先順位を上げるべきと考える。

例えば、規制が予定される2-ブロモプロパンは許容濃度が1ppmであるのに対して、まだ規制が予定されない1-ブロモプロパンは0.5ppmである。トリクロロエチレンは25ppmであるが、すでに安衛法特定化学物質に指定されている。

また、他国の化学物質管理制度で、例えば欧州のREACH規則や米国のTSCA等で、既に禁止/制限が定められた又はそれが予定される物質についても、優先順位を上げるべきと考える。胆管がんの原因物質と考えられている1,2-ジクロロプロパンは、米国で発がん性が指摘されていたにもかかわらず規制が遅れたという報道が過去になされた。現在のリスク評価予定物質にある、1-ブロモプロパンは、既に欧州では2019年での使用廃止が定められており、米国でも蒸気洗浄の使用を制限する規則が提案されているが、日本では何ら規制が検討されていない。1-ブロモプロパンの日本での主な用途は洗浄用途と推察でき、また欧米と使用法が大きく変わらないと考えられることから、適切に規制がされるべきと考える。

#### <要点>

- 1) 産業衛生学会の許容濃度が低く設定される物質についてリスク評価の優先度を高くすべき。
- 2) 海外において、禁止又は制限などが行われる物質であれば、リスク評価の優先度を高くすべき。

化学物質の使用において、法規制が無いことが採用の重要なポイントであることは言うを待たない。特に作業環境管理濃度は使用者側にとって採用基準の最たる条件と言える。

かつて管理濃度が規定されておらず、ジクロロメタン代替として使用された1,2-ジクロロプロパンの胆管がん事例も記憶に新しい。

管理濃度の設定は米国産業衛生専門家会議(ACGIH)や日本産業衛生学会等の許容濃度が基準根拠となっている。そのことから言えば、管理濃度が設定されていないが、許容濃度が著しく低い値に設定されている化学物質に関しては、リスク評価を優先すべきものとする。例えば、1-ブロモプロパンなどがある。リスク評価優先化学物質として上記基準にてご検討いただきたい。